

平成25年度決算特別委員会速記録（第4号）

平成26年9月26日（金） 午後1時開会

場 所 第3・4委員会室

○委員長（林田和雄君） これより歳出第4款民生費の質疑を行います。

初めに、錦織委員。

○委員（錦織淳二君） 民生費では、所在不明の子問題についてお伺いします。

昨年4月21日に、横浜市磯子区峰町の雑木林で、山口あいりちゃん6歳が地中から発見された女児死体遺棄事件をはじめ、所在不明のまま虐待などで幼い命が奪われる事件が相次ぎ、自治体を確認を徹底してこなかった実態が浮かび上がり、これまでの対応を見直し、対策に自治体が動き出しています。

厚生労働省がことしの5月1日を調査基準日として各自治体に調査をしたところ、居住実態が把握できない児童が全国で2,908人、東京都では736人いることがわかりましたが、現在港区に所在不明の子はいるのでしょうか。

○子ども家庭支援センター所長（保志幸子君） 5月1日基準の居住実態が把握できない児童に関する調査では、当初10名の児童の実態が把握できませんでしたが、詳細な調査を実施し、現在はこの子どもたちについては全員確認ができています。

しかしながら、毎月乳幼児健診には新たな対象者が生じ、健診のたびに未受診児童で連絡がとれない方が報告されます。そのほか、学齢児童・生徒で連絡がとれないなどの場合も含めまして、月に20人ほどの児童の実態調査を続けているのが現状です。

○委員（錦織淳二君） 区では、現時点で所在不明の子はゼロということですが、横浜市の子ども家庭課によると、山口あいりちゃんは小学校に通っていなかったとのことで、このような子の情報をせつかつかんでも、捜すという発想が乏しく、その担当課で情報がとまってしまい、関係機関と連携する仕組みがなかったそうです。

例えば乳幼児健診は、年間約3万1,000人出生児がいて、4カ月、1歳半、3歳児の健診の受診率は各約95%ですが、年間計5,000人の未受診の子がおります。未受診家庭には従来も通知を送り、電話や家庭訪問をしていましたが、ただそれで連絡がつかなければ、虐待対応部署に連絡することなく、次の受診機会まで先送りしたままだったということです。

区では、乳幼児健診の未受診の子に対するフォローはどのように連携して実施されているのでしょうか。

○子ども家庭支援センター所長（保志幸子君） 乳幼児健診の未受診者につきましては、保健所では、電話や郵送による受診勧奨や保育状況についてのアンケート調査を行うとともに、福祉サービスの利用状況、予防接種歴などを確認いたします。確認できなかった未受診者については、各総合支所の地区担当保健師が家庭訪問を実施しております。それでも確認できない場合は、区の虐待対応部署である子ども家庭支援センターに通告してもらい、出入国照会や医療情報の確認、さらなる家庭訪問等を実施いたします。

このように保健所、各地区総合支所、子ども家庭支援センターが連携して徹底した調査を実施しております。

○委員（錦織淳二君） 横浜市では、あいりちゃんの事件を受け、市や学校、児童相談所、警察などの責任と役割をはっきりさせたフロー図をつくり、再受診の通知を送っても連絡がつかなければ、日時を変えて3回電話をし、さらに日中や夜、週末などタイミングをずらして最低2回は訪問し、それでもだめなら、保護が必要な可能性がある子どもかを検討し、家庭訪問を継続するとともに、民生委員や保育所、区の戸籍課に問い合わせをしたり、入国管理局に出国を照会したりしています。

児童手当を受給していて連絡がつかない家庭については、一旦支給をとめて、窓口への来所を促し、未入学や長期欠席の小・中学生については、学校が責任者となって捜します。さらに手順どおり手を尽くしても確認できないときは、児童虐待などに対応する要保護児童対策地域協議会の事務局が警察に行方不明届を出すという徹底したルールを決めて、今春から捜した結果、5月1日の時点で143人いた18歳以下の所在不明の子のうち6月25日までに72人の所在がわかりました。内訳は海外出国が31人、市外への転居が10人、保育園などに通園が5人、私立校などに進学が7人、その他になっています。

区では現在どのようなルールで所在不明の児童を捜されているのでしょうか。また、どのような調査で所在不明の子をゼロにされたのでしょうか。

○子ども家庭支援センター所長（保志幸子君） 港区の対応ルール、手順といたしましては、まずは保健所に限らず、各地区総合支所や子ども家庭課、教育委員会指導室、学務課などの児童にかかわる所管部署が居住実態の把握できない児童を発見し、保護者への連絡や家庭訪問を繰り返し実施いたします。そこで確認できなければ、区の虐待対応部署である子ども家庭支援センターに通告して、出入国照会やその他の詳細な調査を行います。

この調査内容は、児童にかかわる各所管部署をメンバーといたしました港区要保護児童対策地域協議会に位置づけられた居住実態不明児童にかかるネットワーク会議を毎月開催し、情報共有しながら対応策を検討しております。必要に応じて警察や児童相談所の協力も得ていきます。

5月1日基準の調査で当初居住実態が把握できなかった10名の児童につきましては、出入国照

会、それから家庭訪問、児童の所属調査、児童相談所との連携調査などにより居住実態を全員確認いたしました。

○委員（錦織淳二君） 次に、園に通わない子どもの訪問についてお伺いします。

奈良県では、2010年3月、県内で保育園などに通わず外部との接触がなかった5歳男児が餓死した事件がきっかけとなり、4年前から市町村が、保育園にも幼稚園にも通っていない子を特定し、家庭訪問をするようにしています。市町村が住民基本台帳から抽出した4、5歳児を保育園などの名簿と照合し、私立認可保育園や認可外の保育園にも名簿提供を依頼した上で、所属を確認できない子をリストにまとめ、保健師や児童福祉担当者が訪問しています。

区では、4、5歳児の確認をどのようにされていますでしょうか。

○子ども家庭支援センター所長（保志幸子君） 3歳児健診と満5歳の児童に実施される就学时健診のちょうどはざまに当たります4歳児については、所属の園がない場合は確認の機会がないのが現実です。

区におきましても、本年中に4歳児全員について調査を実施しまして、就学前の児童の調査を徹底していく予定です。

○委員（錦織淳二君） ぜひよろしくをお願いします。

次に、転入時における児童の居住実態確認についてお伺いします。

熊本市は、親子の状況を少しでも早く把握し、必要な支援をするため、住民票の転入時に手続きを一度で済ませるワンストップサービスの一環で、子ども医療費助成の資格者証発行の際のチェック項目の中に盛り込んで、子どもが乳幼児健診を受けているかを確認しています。乳幼児健診以外にも転入時に児童の情報を確認することが必要と考えますが、区では転入時の児童の居住実態の確認をどのようにされていますでしょうか。

○子ども家庭支援センター所長（保志幸子君） 転入の際の対応についてですが、乳幼児につきましては、各地区総合支所区民課で母子保健事業のご案内をするとともに、可能な範囲で乳幼児健診や予防接種の受診状況を確認しまして、未受診の場合は受診を勧奨しています。

保健所では、これらの転入情報をもとに、漏れのないように転入児を把握することで、健診等の案内を行っています。また、学齢児童・生徒につきましては、転入と同時に区民課の窓口で就学についての手続きを行うとともに、教育委員会事務局学務課との情報共有を行っています。

今後はこの転入の機会に、より正確な児童の実態把握ができますように、児童の居住実態把握に係るネットワーク会議において、各部署とともに検討を進めてまいります。

○委員（錦織淳二君） ぜひ検討してください。

次に、宮崎市は、妊娠期から支援して、親子の孤立を防ぐ試みとして、7月に思いがけない妊娠の相談ルーム「あいので」を開いています。これは、相談相手がいないなどの理由での子ども

の遺棄や虐待を防ぐ狙いがあり、デパートの一角で週3日開所し、相談に乗るほか、電話やメールでも対応しています。区ではこのような試みはあるのでしょうか。

○子ども家庭支援センター所長（保志幸子君） 思いがけない妊娠、望まない妊娠など、さまざまな事情から妊娠を継続することや子どもを生み育てることを前向きに受けとめられないという場合は、虐待予防の観点からも早期に支援を開始することが必要です。

区では、妊娠届の際のアンケートにより不安や心配の強い方は、各地区総合支所の保健師が相談に対応しています。また、医療機関との連携を重視しておりまして、保健所、子ども家庭支援センターが協力して、妊娠期から出産後まで、家庭訪問なども含めて、悩みに寄り添う相談・支援を行っています。

東京都では、本年7月に思いがけない妊娠や、妊娠したことへの不安など、妊娠や出産に関する悩みについて、電話やメールで相談に応じる妊娠相談ほっとラインを開設しました。今後はこの相談の周知にも努めまして、妊娠期からの孤立を防ぐ取り組みを進めてまいります。

○委員（錦織淳二君） ぜひ周知徹底願います。

最後に、DVや貧困が原因で住民票を移さないまま、ほかの区市町村に引っ越し人が増えているのが現状です。このようなケースはその区市町村だけで追跡することが難しいため、全国の所在不明情報を集め、照会できる仕組みを求める声が上がっています。指定都市市長会長の林文子横浜市長は、8月に全国所在不明児童の情報一元化と自治体に情報提供する機関の設置を求め、田村憲久厚生労働大臣に要望書を手渡し、田村厚生労働大臣は関係各省庁で検討していくと答えたそうです。

区で児童の所在確認を行う際に、困難で限界があると感じているのはどのような点でしょうか。

○子ども家庭支援センター所長（保志幸子君） ご質問のように、住民票を移動せずに他の都道府県・区市町村へ転居した家庭については、転居の事実を把握すること自体が難しいこともあり、所在確認が非常に困難となっています。また、港区の特徴といたしましては、外国籍の児童が多いことから、出入国を繰り返している児童の実態把握が難しくなっております。そのため入国されている方には家庭への訪問を繰り返し実施している状況です。

厚生労働省からは、関係各省庁が連携して児童の居住実態把握と児童虐待対策の強化に取り組んでいくことを確認したとの通知を受けています。今後とも港区の各所管部署が一層連携を強化しまして、丁寧な対応を継続してまいります。

○委員（錦織淳二君） 今後ますますDVや貧困問題が多くなる傾向があり、かつグローバルという複雑な社会になっていくと思うので、ぜひよろしくお願いいたします。

西南学院大学社会福祉学科の安部計彦教授は、「これまで自治体は、いなくなった住民に意識が向いていなかった。所在不明ということは安否確認ができておらず、支援が必要な可能性が高

い子どもたちだと区市町村が認識し、責任者を決め徹底的に探す。その上で全国のネットワークを持つ児童相談所を通して、区市町村に所在不明の子の情報を流すなどの仕組みが必要だ」と話されています。

また、名古屋市は、気になる家庭について、各機関が接触したことがあるか、行政サービスを利用しているかなどを素早く確認するために、福祉事務所と児童相談所、保健所がコンピューターの端末上で情報を共有できる児童虐待対応業務システムを開発し、年度内に稼働を予定しているそうです。

私は、このようなシステムやネットワークが非常に重要であると感じています。今後の国や東京都の対応に期待するとともに、区でできることはしっかり継続していただきたいと思います。

以上で終わります。

○委員長（林田和雄君） 錦織委員の発言は終わりました。

.....